

地域経済と雇用の担い手である中小企業に配慮を

令和2年度
税制改正に関する提言

全法連は9月18日の理事会で、全法連税制委員会（飯野光彦委員長）が取りまとめた「令和2年度税制改正に関する提言」を決議した。10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、国税庁、中小企業庁等に提言活動を実施する。各県連・単位会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し提言を行うこととしている。

提言要約

《基本的な課題》

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

● 今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のプライマリバランス黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 今般の消費税率10%への引き上げ



9月5日の全法連税制委員会では、活発な討論が繰り広げられた

は、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組み必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期

金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

● 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置

置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなど現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

● 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提

として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず随より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

● 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。え、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証

し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

● マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

● 先進国クラブと称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

● EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、

令和2年3月末日までとなつて、の特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が

求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

●国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念

が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

●「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組みとうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

●地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検

討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興等

●東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生

期間（平成28年度～令和2年度）も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

●近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

組まねばならない。

●近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- 基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで

拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告